

議案第 6 号

岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例
の制定について

岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例を別紙
のように定めるものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に基づく市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）の策定等を行うための岩倉市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定等に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープラン及び緑の基本計画に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民の代表者
- (4) 愛知県の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、第3条の事項が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。